

「新潟市子どもの権利相談室 こころのレスキュー隊」
ロゴマーク及びマスコットキャラクター イラスト使用取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」(以下「こころのレスキュー隊」という。)のロゴマーク及びマスコットキャラクターのイラスト(以下「イラスト」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 新潟市子ども条例(以下「本条例」という。)及びこころのレスキュー隊について、権利の主体である子どもや、子どもに関わるおとなを含むすべての市民に幅広く周知することを目的とする。

(権利の帰属)

第3条 イラストに関する著作権等の一切の権利は、新潟市に属する。

(使用資格)

第4条 何人も次条の定めるところによりイラストを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 新潟市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) 第8条各号に掲げる使用上の遵守事項及びイラストマニュアルに従って使用されないおそれがある場合
- (3) イラストを使用しようとする者が法令または公序良俗に反し、又は反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (4) 政治的な要素を有していると認められる場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営むものが使用する場合
- (7) 特定の個人、政党、企業、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える行為、又はそのおそれがある場合
- (8) イラストを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が暴力団員である場合、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を

行う団体が使用する場合

(10) その他、市長が適当でないと認めた場合

(承認申請)

第5条 イラストを営利目的で使用しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式によるイラスト使用承認申請書を作成し、イラストの使用状況を把握できるもの(様式任意)を添付の上、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が報道の目的上、正当な範囲内で使用する場合
- (2) 公的機関が子どもや子育て支援、教育等の目的上、正当な範囲内で使用する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新潟市長が特に必要と認める場合

(使用承認)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請等の内容の審査を行い、イラストの使用を承認するものとする。この場合において、市長は使用にあたり条件を付することができる。

- 2 前項で承認された者(以下「使用者」という。)は申請内容のとおりイラストを使用することができる。
- 3 前項の規定による承認は、別記第2号様式によるイラスト使用(変更)承認書をもって行うものとする。

(使用料)

第7条 イラストの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- (2) イラストのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 新潟市が製造をする物品等と誤認されるようなイラストの使用をしないこと。
- (4) 原則として、物品等には「©新潟市」との表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作権に関する自己の権利を新たに設定し又は登録しないこと。
- (6) イラストの使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (7) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要領の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (8) 市長が別に定める、イラストマニュアルを遵守し、定められた色、形等を正しく使用すること。
- (9) その他各種法令を遵守すること。

(承認内容の変更)

- 第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号によるイラスト使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による承認は、別記第2号様式によるイラスト使用(変更)承認書をもって行うものとする。
 - 3 使用者は、前項の規定による承認を受けた後についても、第8条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

- 第10条 市長は、第6条又は前条により承認した使用者が、第8条各号に掲げる使用上の遵守事項に違反していると認められるとき、又は第4条各号に該当することとなったと認められるときは、別記第4号様式によるイラスト使用承認取消書をもって当該使用承認を取り消すものとする。
- 2 市長は、第5条で定める者以外の者が、営利目的でイラストを使用した際には使用の中止を求めることができる。

(報告義務)

- 第11条 市長は、使用者に対し、イラストの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる
- 2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

(損失補償等の責任)

- 第12条 市長は、イラストの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、イラスト使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月22日より施行する。